

議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
 会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 7 番本多さん、1 番赤津さんを指名いたします

議長 日程第 2、議会運営委員長報告を行います。
 先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長 堂場議会運営委員長
 議会運営委員会において協議、決定した内容をご報告いたします。
 さきに、第 4 回村議会臨時会の議事運営等に関して、議長から諮問がありましたので、これに応じ 11 月 12 日、午前 9 時 00 分から議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
 その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結果、本日 1 日間とすることが適当であると認められました。
 以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長 委員長の報告が終わりました。
 なお、ただ今の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

議長 日程第 3、 会期決定の件を議題とします。
 おはかりいたします。
 本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。
 これにご異議ありませんか。
 （異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。
 したがって、会期は 1 日間と決定しました。

議長 日程第 4、諸般の報告をいたします。
 諸般の報告は、印刷してお手もとに配布しておきましたから、ご了承願います。

議長 日程第 5、議案第 56 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の件を議題といたします。
 提出者から提案理由の説明を求めます。

村 長 議案第 56 号 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）の件でございます。
 平成 20 年度更別村一般会計補正予算（第 6 号）は次に定めるところによるものでございます。
 第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,500 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,603,133 千円とするものでございます。項 2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるものでございます。

今回の補正に関しましては、招集の挨拶の中でも申し上げてございますが、昨今の厳しい状況を踏まえまして、昨年に続く福祉灯油の実施、それと平成 11 年度に実施をしておりますけれども、プレミアム商品券の発行事業を補正の主なものとしてございます。なお、農業関係につきましては、資金対応を考えているところでございますけれども、現在 J A さらべつにて、資金事業の把握を行っている最中でございますので、これらの事業を待つて所要の対策を講じてまいりたいと思っておりますのでございます。

まず 6 ページの歳出をお開き願います。

款 3 民生費、1,150 千円の追加でございます。項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、ここでは 1,103 千円の追加でございます。節 12 の役務費 45 千円につきましては、灯油実施に伴う事務費でございます。節 20 の扶助費 1,058 千円、これにつきましては福祉灯油でございます。基本的に昨年と同じような考えで実施をしてみたいと思っております。なお、生活保護者世帯につきましては、昨年と同じ 100 リットルを支給してまいったわけですが、今回、基本的にこの対策について国、道が実施すべきものであると思っております。ただ情勢を踏まえた中で半額の 50 リットルとするものでございます。対象は 65 歳以上の高齢者がおられる世帯で、村民税非課税世帯を対象といたしてございまして、私どもの把握の中では 108 世帯が該当になるものだと思っております。項 3 老人福祉費、目 2 老人保健福祉センター費 47 千円の追加でございますが、これは備品の購入費でございます。老人福祉センターの洗濯機が壊れてしまいましたので、これを更新するものでございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 6 農業政策推進費 350 千円の追加でございます。これにつきましては、アグリチャレンジャー事業といたしまして、ハウスでいちご栽培の試験を行ってまいったところでございますけれども、次の事業といたしまして、まず早出しのアスパラを試験してみたいと思っております。今年度中から取り組まなければならないということで、今回補正をさせていただくものでありまして、これには普及センターの指導等を受けて実施してみたいと思っております。なお経費につきましては電気、灯油、ビニールの二重化と苗代、これは大体 300 株程予定してございますけれども、合わせて 700 千円見込まれるものでありまして、これにつきましては農協と折半で行ってまいりたいと思っております。

7 ページ、款 7 商工費、項 1 商工費、目 2 商工業振興費 4,000 千円の追加でございます。プレミアム付き商品券発行に係る経費でございます。事業規模といたしましては、平成 11 年度と同規模で行うものでございます。発行金額としては 1 枚 1,000 円の商品券を 20,000 千円分発行するものでございます。村民への販売金額につきましては、1 枚 800 円で販売をして、2 割がプレミアム付きということになります。販売方法といたしましては、10 枚を 1 セットといたしまして、セット

単位で販売をする。ただし、1世帯3セットを限度とさせていただきたいと思っ

ています。商品券の使用期間につきましては、販売開始から年明けの1月いっぱいまでとさせていただきたいと思っ

ています。この商品券に係る村の負担でございますが、2割の19パーセントを負担する、プラスといたしまして事務経費の200千円を負担し、合わせて4,000千円となるものでございます。取扱店の負担でございますが、額面の1パーセントをご負担願うということにさせていただきます。なお商工会の方といたしましても、事務経費の負担を150千円お願いするものでございます。

続きまして、歳入の5ページをお願い申し上げます。

款8 地方特例交付金、項3 地方税等減収補てん臨時交付金、目1 地方税等減収補てん臨時交付金 2,566千円の追加でございます。揮

発油税及び自動車取得税暫定税率が一時執行となりまして、それに伴う減収補てん分でございます。地方道路譲与税分といたしましては、732千円、自動車取得税交付金といたしましては1,834千円の交付ということになります。次に款9 地方交付税、項1 地方交付税、目1 地方交付税 2,434千円の追加でございます。今回の補正に關しまして、2,434千円を追加し、歳入歳出の調整を図るものでござい

ます。次に款14 道支出金、項2 道補助金、目2 民生費道補助金 500千円の追加でございます。これにつきましては、高齢者等冬季生活支援事業補助金でございまして、福祉灯油に係る補助金でございます。

以上、提案の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。

4番 堂場さん

ただ今、村長から色々説明があった福祉灯油、商品券、アグリチャレンジャーの件、まず福祉灯油と商品券の件なのですが、これは反対するとかという問題ではなくて、まず報道が少し早すぎるのではないかと私は思うのですが、村長はどうお考えですか。

村 長

報道が早すぎるということでございますけれども、昨日、十勝毎日新聞に載ったわけです。その前に議会の方にご説明を申し上げるべきであったと思っ

ていますけれども、福祉灯油に關しましても生活保護の關係と商品券に關しましても、実施方法とちょっと時間を要してございまして、議会の方に説明が遅れたということがござい

ます。ちょうど説明時期が合わないこともございまして、こういうことになったわけですが、今後はなるべく議会に早めに情報提供してまいりたいと思っ

ているところであります。

4番 堂場さん

今の説明では納得がいかないのですが、説明の時期が合わない。

議 長

4番 堂場議員

議 長
村 長

議 長
4番 堂場議員

合わせば良いのですよ。合わないという理由にはならないと思うのです。やっぱりこれは今時期、不景気の時代ですから、これは本当に大事なことだと思うのです。ですけども、これは報道されると村民はあてにしてもらえるとということになります。最終的には今日なのです。やっぱりこういうことは、今日の報道でも良いと思うのです。前からこういう問題は、指摘されていると思うのです。にも関わらず、こういうようなことで、今の答弁のように説明の時期が違うとか、そういうような問題にはならないと思うので、今後よろしくお願いをいたしたいと思います。

それともう1点、生活保護者の半分以上を50パーセントにしたのが、今の説明だと国、道からもあるからという説明であったのですが、それは去年だって同じだと思います。なおかつ、そういうことを理由にして、今年度からそういうことにするということは、対象者はすごく灯油が高騰している時にも関わらず、そういうような理由で下げるということは、すごく疑問に思っております。そういうことで、ちょっと村長の説明足らずと思うので、その点についてもう少し考えを聞かせて下さい。

議 長
村 長

村 長

前段のご質問につきましては、今後私どももなるべく早く情報提供してまいりたいと思っております。

福祉灯油の生活保護の方々に対する補助でございますけれども、昨年の方は急に灯油が上がったということでありまして、この灯油高が今年まで続いている段階で、やはりこの寒冷地における暖房の関係につきましては、やはり国、道が責任を持ってやっていただかないと私は困ると思っております。昨年は急に灯油が上がったので、生活保護の方々に対する生活費のカウントというものが出来なかったかもしれませんが、今年ある程度時間がありましたので、私はやはり国、道の責任でやっていただく、ただ全く支給しないということになりますと、生活に影響を受けますので、私はこれが2分の1ということが適当であろうと思っております。今回はそういうような措置にさせていただいたわけですのでよろしくお願ひ申し上げます。

議 長
6番松橋議員

6番 松橋さん

今、堂場議員からご指摘があったと思うのですけれども、私自身も新聞ではなくてテレビを見ていまして、豊頃町と清水町が同じようなことをやっている、おそらくその時に更別村も考えている、その4,000千円と商工会の持分が若干ありまして、それは今の時代、各町村、全部ではないですけども、そのことについては堂場議員と同じように賛成はしますけれども、やはりそういうお話が福祉灯油も含めて9月の定例会に1回も、ちらっとも言われていない。私どもも福祉灯油は、今回更別村は考えないのかなと思っております。やはり、今、村長の答弁を聞いて話す機会がなかった、ずれ

ていたと言いますけれども、私どももやはり議員という立場の中で、非常に興味を持っている中で、そのことが今日急に言われたのが現実ですから、先に住民の方も新聞に出ていますから、ここでもし反対だとなったら私どもが批判されると思うのです。議論も何処にもなくて気持ちはわかりますけれども議員としては立場が非常に微妙だと思っております。先程の堂場議員の質問に対してずれていきますと言っていました、ずれているのではなくて議会を軽視されたのではないかと思っておりますけれども、その辺について、お答え下さい。

議 長
村 長

村 長

私は議会を軽視しているということは毛頭思っておりません、ただ今回の件につきましては、なるべく早く対応しなければならないと思っております、そのためにちょっと時間が取れなかったということがございます。これらの件については、そんなに多くございませんので、先程も申し上げましたとおり、情報というものを議会に早く出すようにしてまいりと思っております。

議 長
6 番松橋議員

6 番 松橋さん

今回のことは金額的な問題もありますし、報道もされてしまって、もちろん当然のことかなと思っておりますけれども、金額的には小さいのですけれども農業に対するアグリチャレンジャー、アスパラについて若干お聞きしたいのですけれども、実は予算審議の中でも、村長の言葉には次の作物として別のもの考えるということで、次はアスパラということで、若干アスパラについては、私も畑で苦労した経験もありますが、ハウスアスパラについても私の周りでもやりましたし、投資額も大きくて離農された方もいます。金額は少なくてもアグリチャレンジャーですから向かっていくということで、それでその方向で行くということですか。その確認をしっかりとしたいのですけれども、私自身としては更別には特に経費のかかるアスパラというものには賛成出来かねています。

議 長
4 番堂場議員

4 番 堂場さん

今のに関連してなのですが、この時期に特に油が高騰しているにも関わらず電気も使い電気代も上がるという見通しの中で、それを使わなければ出来ない作物を選んだというのは、農協も 5 割持つということですから、農協も入った協議だと思っておりますが、いかにも考えが甘いような気がするのです。この時期に限って特に、油は上がったものを使わなければ生産出来ないような作物を選ぶ、そしてなおかつ今、過去にこれで作物の農家、組合員が失敗している現実もあるわけです。それにもかかわらず、またそれにチャレンジするという事について、どうも不安に思うのですが、その辺も含めてお考えを聞かせていただきたいと思っております。

議 長
産業課長

産業課長

これまでの経過を若干説明したいと思います。ハウスの後につい

ては、いちごの試験栽培の後については、これまで村長も今年度限りということで、ご説明を申し上げてきたところであります。その後について何か試験的な栽培をやってみようということで、農協、関係機関で構成しています農業推進会議で色々と検討してきたところであります。ハウス活用したところも視野に入れながらやってきたということで、端境期における2、3月のアスパラはどうかということが関係機関、農協あるいは普及センター等から案が出てきまして、それでは、ちょうどいちごが11月末で終わるものですから、試験をやってみようかということで、これを全て農業者に普及していくという前提ではありませんが、色々な試験をやって実証実験をやっていくという前提の中で今回、取り組むということに至ったところであります。経過としてはこんなことで、今回の補正にアスパラの伏せ込み実験をやってみるということであります。

議 長
村 長

村 長

アスパラの話が出まして、この時期、経費がかかることは重々承知でありまして、ただ更別村の場合はひとつグリーンアスパラというものをブランド化していかなければならないということで、早出しのアスパラの研究も良いのではないかと考えて、今回取り組むことにいたしましたわけであります。これをずっと続けるものではありませんので、ある程度データが出て、実験結果が出ました折には、私どももこれを終了したいと思っているところでございますけれども、やはりアスパラというものをひとつのメインにして早出し、農家の出荷につないでいくという方法が良いのではないかと考えて、今回取り組むことにいたしました次第であります。この電気料、原油の高騰、これらの状況は私ども重々承知をしてございます。なるべく経費をかけない中で取り組んでまいりたいと思っております。まずは試験、研究ということでやらせていただきたいと思っております。

議 長
4 番 堂 場 委 員

4 番 堂 場 さん

試験、研究は結構だと思っておりますが、このグリーンアスパラについては今、更別の農家、耕作者が何戸あるのか。それと過去に更別村でグリーンアスパラを耕作した時も村も農協も支援して耕作した事例があります。おそらく今は一戸もないくらいに過去から見ると失敗している作物だと私は思うのです。ですから、その失敗を克服するために研究等は結構だと思っておりますが、かなり難しいと私は思うのです。それでお聞きしたいのは今、アスパラの耕作者が何戸あるのかと、今の補正を組んでやるものは2、3月頃収穫出来る可能性ということだったのですが、いつ頃収穫して出荷できるのかお聞きしたいと思います。

議 長
議 長

この際、暫時休憩いたします。 (10時30分)

休憩前に引き続き会議を開きます。 (10時45分)

産業課長

産業課長

20年度の耕作面積ですが、10戸で6.85ヘクタールでございます。

出荷の時期は2月から3月の端境期を予定してございます。

議長 6番 松橋さん
6番松橋議員 今の答弁の理解が出来ないのですけれども、10戸で6.85ヘクタールを耕作しているという説明ですが、出荷は夏でしょう。

議長 産業課長
産業課長 平成20年度の耕作面積は6.85ヘクタールで10戸の農家の方が耕作してございます。それから出荷の時期は年明けの2月、3月、要するに一般市場に出回る前に出してみようかということで、ハウスの中で伏せ込みでやってみようという実験でございます。

議長 4番 堂場さん
4番堂場議員 6.85ヘクタールの出荷ではなくて、これから研究するものの出荷が2月、3月という意味なのか。

議長 産業課長
産業課長 ハウスの実験でございまして、今、300株をハウスの中でやってみようという実験でございます。

議長 4番 堂場さん
4番堂場議員 10戸の6.85ヘクタールという耕作はハウスなのか。

議長 産業課長
産業課長 私の取り違えかもしれませんが、村内のアスパラの耕作は何戸で何ヘクタールと私はとったものですから、20年度の耕作は10戸でという話です。今、ハウスで試験する栽培については、いつ出荷するのだととったものですから、2月、3月の出荷ということです。

議長 6番 松橋さん
6番松橋議員 アスパラを第5の作物として考えていなくて実験をするということで、確認をしておきたいのですけれども、やはり実験であろうと行政がアスパラをやろうとすればそれを将来的に農業サイド、商品化をしていくのがこれからの時代だと思うのですけれども、私自身も過去にアスパラをやって苦い経験をしていますし、どこまでの理解で始めたのか非常に疑問に思っているのです。この真冬のアスパラは温度をかけてやるのは知っていますけれども、クリスマスとか正月に高級食材として、そこへ出るから数倍の値段で売れる。そして採算ベースに乗せていくというから経費をかけてもいい、普段なぜ駄目かという、例えばニュージーランドから輸入したものは、急速冷凍で戻しますから味では絶対勝てないのです。普段でも真冬にアスパラがあるのは承知だし、そこを狙ってやるという産業でしたら考え方が違う。だから更別の第5の作物を農協と考えると普及センターが言ったからこうだと、いちごで気が付かないで、まだそこへ行っているということは非常に疑問に思っているのですけれども、私は村長のこれからの農業に対する姿勢が若干心配なのですけれども、金額的に反対という問題になると先輩議員に言われていますけれども、これについては若干賛成しかねます。このことについて人件費なり燃料なりを使っては難しいと思っておりますけれども、お

議
村

長
長

答えがあればお願いいたします。

村 長

このアスパラの早出しの試験につきましては、かねてから農協と協議をさせていただいたわけですが、その中で昨今、農協もアスパラの取扱高が増えてきている。従来、郵便局で取り扱ってきたものを農協にまわす等して農協の取扱高が高くなってきている。

その中で苗の有効利用という観点からハウス栽培をしたいということの中で、更別村のグリーンアスパラというものは、ブランド化しつつあるわけでありますので、やはりそういう早出しの実験も必要であろうという中で、出てきたものでありますから、私は農業の考え方が違うとか、そういうことは、私は今農協が進めている農業に対して逆行するとかそういう考えは、私は持ってございませんので、やはり農協と意見が一致するものを私は進めていくということとやってございますので、その辺は理解してほしいと思うのです。

ただ、これにつきましては、以前に取り組んでこられた農家の方々がおられまして、その結果、経費に苦しんだということもお聞きしてございますし、そういう過去のことも私はわかっておりまして、ただその中で農協も実験をしてみたいということでもありますので、私はそれに協力していく。また一緒になって取り組んでいくということとございますので、答えになるかどうかはわかりませんが、私もご理解をさせていただきたいと思っております。

議 長
4 番 堂場議員

4 番 堂場さん

今の村長の答弁もよくわかるのですが、更別村の大型農業の第 5 作物にするのであれば、更別のブランド化するのであれば、私は農協も必要だと思うのですが、この地元に大きな食品工場もあります。そういうような工場等ともよく協議をして作物を研究、試作するように私はした方が良く考えるのですが、村長はどうですか。

議
村

長
長

村 長

まず、更別村のアスパラというものは人気があるのです。それを更に P R と言いますか、それらもかねての実験でありますので、其の辺は理解してほしいと思っておりますけれども、第 5 の作物のことにつきましては、また二チロ十勝食品だとかも協議させていただいて進めなければならないと思っております。これは堂場議員と同じ考えを持ってございますのでよろしくお願いしたいと思っております。

議 長
6 番 松橋議員

6 番 松橋さん

非常にアスパラが増えているというお話、農協の取扱が増えているので農協が主体だというお話がありましたけれども、おそらく 10,000 千円位の売上かなと、本当にその 6 戸なり 7 戸の中の 1 件が大口でありまして、残りは野菜畑、おそらくそんな感じで作られて協力していると思うのです。それと期間も 2 か月程度かなと思っております。更別の農業総生産高にも貢献してございませんし、おそらく苦労されていると思っております。なぜかと言いますと、更別村の大地

は、ほとんど火山灰地なのです。自分の仲間も十勝川のふちでアスパラを作っている人がいましたけれども、良いときで 200 キロ、10 アール取れないのです。ご承知のようにアスパラというのは畑の豚と言われるくらい土が要るのです。それで吸収するものなのです。

ですから、その辺の話はここでしたくないですけれども、やはり農協の責任ももちろんあるのでしょうかけれども、やはり実験をするのであれば、今後こういう提案をするのであれば、もう少し本当に将来的にこれで行くのだというような作物を選定して、もちろん僕らも協力をしていきたいと思っておりますけれども、お願いをしたいと思っております。

議
村

長
長
村 長

このアスパラにつきましては、私どもは本当の小実験と考えているわけです。あそこの大々的な試験栽培、研究となりますと、またこれは考えが別でありまして、更に検討しなければならないと思っております。とりあえず冬場のアスパラについてはこういう考えでやらせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、あそこでのいちごのような本格的な栽培実験となりますと、またこれは別の考えでやらせていただくということになります。

議

長
他に質疑はありませんか。

(ありませんの声あり)

議

長
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議

長
これで討論を終わります。
これから議案第 56 号、平成 20 年度更別村一般会計補正予算(第 6 号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議

長
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
以上をもって、本臨時会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これにて、平成 20 年第 4 回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(11 時 00 分)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 20 年 11 月 12 日

更別村議会議長 木 山 幸 則

同 議員 本 多 芳 宏

同 議員 赤 津 寛一郎